



THE DAILY ENGINEERING & CONSTRUCTION NEWS

2018年(平成30年)

建設工業新聞

9月26日 水曜日
第19514号

発行所 建設工業新聞社
〒106-0021 東京都港区新橋2-2-10
電話03(3433)7151 https://www.decn.co.jp/
〒106-0021 東京都港区新橋2-2-10
電話03(3433)7151 https://www.decn.co.jp/
〒106-0021 東京都港区新橋2-2-10
電話03(3433)7151 https://www.decn.co.jp/
〒106-0021 東京都港区新橋2-2-10
電話03(3433)7151 https://www.decn.co.jp/

水害の大きさは浸水期間がわずかなら被害額も少なくて済むが、浸水期間が1カ月にも及ぶと深刻で、復旧作業も何層倍となる。

日本の場合、河川の洪水は淀川のように広い流域の河川でも、せいぜい数日である。数日が経過すれば河川の水位は平常の水位まで下がる。人為的に堤防を切つて堤内地の水をいち早く河川に流してやることにより、浸水被害は激減する。それが「態(わざ)」と切(きり)」である。

「態と切」の歴史は戦術で用いられた水攻めに始まる。豊臣秀吉による備中高松城と紀州太田城の水攻め。そして秀吉の命を受けた石田三成による忍城の水攻めが日本三大水攻めとして有名である。水攻めは文明15(1483)年、畠山義就と畠山政長の河内十七

明治維新150年と治水の歴史

竹林征三

〈29〉「態と切」の歴史、罪は重く死刑に

下流大阪市内の10カ所で「態と切」

明治29(1896)年9月 揖斐川、大垣洪水、金

森吉次郎による「乙澤切」

大正6(1917)年10月 淀川、高槻・大塚切れ、

下流二十数ヶ所の伝法大橋北

詰他9カ所で「態と切」

昭和22(1947)年9月 カスリーン台風、江戸

川堤防、連合国軍総司令部

(GHQ)による「態と切」

れ。淀川下流右岸伝法大橋北詰

の「大塚切れ洪水碑」や大

阪市長公舎のある網島「水

境内の「澱川洪水記念碑」

の三つの石碑は、破堤箇所

でなく、浸水地帯の下流で

の「態と切」した箇所に建

立されている全国的にあま

りない、大変貴重な石碑で

ある。桜ノ宮境内の石碑は

明治18(1885)年の淀

川洪水時、大阪府知事建野

郷三が的確な決断による

「態と切」で多くの住民の

苦難を救ったことの頌徳

(しよう)碑である。

江戸時代に「態と切」は

死罪であった。現在の刑法

でも、「堤防を決壊させた

者は刑法第123条で2年

以下の懲役もしくは禁固、

さらに出水させて現住建造

物、電車などを浸水させた

場合は第109条により死

刑または無期もしくは3年

以上の懲役」と定められ大

罪である。

れている。これまでの「態

と切」は▽戦争目的の水攻

め▽浸水被害軽減目的の河

川管理者によるもの▽河川

管理者以外によるもの▽に

3分類される。

最後に「態と切」の問題

点を挙げてい。

①「態と切」した対岸等

の災害助長にならないかど

うかの検証②「態と切」し

た破堤箇所が拡大して手の

施しようがなくなることを

防ぐ③破堤箇所の締め切り

が完成しない前に次の洪水

があるいは高潮などが来ない

こと④「態と切」で初期目

的を達した後の速やかな締

め切り復旧⑤トップの果斷

的な確な判断が求められる。

参考文獻・『物語日本

の治水史』鹿島出版会

(富士産業大学名誉教授、

風土工学デザイン研究所会

長)

週1回掲載